平成２４年（フ）第１４０４９号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉４丁目９－６－405
債務者　岸本　　晃
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０５０号
神奈川県横浜市鶴見区下末吉４丁目９－６－405
債務者　岸本メンチェ・岸本メンチエ　エスレニア・岸本メンチエ　エスレナこと　キシモト　メンチエ　エスレナ
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０５１号
東京都練馬区向山３丁目３―12―207
債務者　高橋　祐治
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０５２号
東京都中野区上鷺宮３丁目14―５―302
債務者　矢崎　智朗
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０６０号
東京都練馬区谷原１丁目９－６―501
債務者　寺澤　圭介
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０６５号
東京都西東京市新町１丁目４－２―501
債務者　針谷　司郎
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４０７０号
東京都台東区駒形２丁目３－４―401　第一荒井ビル
債務者　永松　一郎
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５８４１号
大阪府守口市文園町６番23―202号
債務者　矢飼　達幸
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８７４号
大阪市西成区長橋１丁目４番11号
債務者　額田　恭平
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１６２号
大阪市生野区小路２丁目15番２―307号
債務者　中溝まゆみ
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９４号
大阪市東成区神路３丁目17番33号　ハイツマスダ302号
債務者　高山政明こと　髙　　雲寛
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２１３号
大阪府門真市末広町33番34号　アネックス石井207号
債務者　菊澤　成光
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３８号
栃木県小山市城北４丁目36番地１
債務者　武井　久敏
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１４０６８号
東京都東村山市美住町２丁目９―32
債務者　森川　晴代
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４１号
北海道十勝郡浦幌町字二条通２丁目17番地
債務者　加賀　則子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係